

群馬大学共同教育学部教育実習委員会内規

令和 2. 4. 1 制 定
改正 令和 3. 4. 1 令和 4. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学共同教育学部における教育実習の実施に当たり、その理念及び基本的方針を策定し、円滑な運営を行うため、群馬大学共同教育学部教育実習委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育実習計画に関すること。
- (2) 教育実習校に関すること。
- (3) 学生の配当及び研究授業への指導教員の派遣に関すること。
- (4) オリエンテーションに関すること。
- (5) 事前指導及び事後指導に関すること。
- (6) 観察実習に関すること。
- (7) 教材・教具等の整備に関すること。
- (8) 評価に関すること。
- (9) その他教育の実践に関する必要事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属教育実践センター長
- (2) 各講座（附属教育実践センター長の属する講座を除く。）から選出された教員 各1人
- (3) 附属教育実践センター教員 2人
- (4) 各附属学校副園長及び副校長
- (5) 委員長が指名する教員 若干人

(任 期)

第4条 前条第2号の委員の任期は2年とし、同条第3号及び第5号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときには、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(部 会)

第8条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会については、別に定める。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、教務係において処理する。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。